

第7回 シェアリングエコノミー検討会議 議事要旨

1. 日 時 平成 28 年 11 月 4 日（金）10:00～11:30

2. 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3. 議題

- (1) 開会
- (2) 中間報告書（案）について
- (3) 意見交換
- (4) 閉会

4. 配布資料

【資料】 シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書（案）－シェアリングエコノミー推進プログラム－

【参考 7-1】 第 6 回シェアリングエコノミー検討会議 議事要旨

5. 出席者

- (構成員) 中央大学大学院法務研究科 安念 潤司主査
東京大学大学院情報学環 生貝 直人構成員
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 上田 祐司構成員
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 坂下 哲也構成員
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 重松 大輔構成員
一般社団法人新経済連盟 関 聡司構成員
森・濱田松本法律事務所 増島 雅和構成員
一般財団法人日本消費者協会 松岡 萬里野構成員
国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報研究部門 持丸 正明構成員
弁護士法人英知法律事務所 森 亮二構成員
- (関係省庁) 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 吉田 弘毅課長補佐
経済産業省商務情報政策局情報経済課 佐野 究一郎課長
厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 山口 孝係長
国土交通省総合政策局情報政策課 岩城 宏幸課長
環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室 樋口 祐太係長

(事務局) 神成 淳司副政府C I O

内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室 二宮 清治次長、吾郷 進平次長、
犬童 周作参事官、松田 昇剛企画官

○安念主査 おはようございます。会議を始めたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様には、御多用中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日、中村・成原両先生は御欠席という御連絡をいただいております。

まず、本日の資料の確認から事務局にお願ひいたします。

○松田企画官 （資料確認）

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、今日のメインテーマ、「中間報告書（案）」の議論に移らせていただきます。

本日は、第6回目での議論を踏まえ、本検討会議の中間報告（案）について、事務局より30分程度御説明いただき、その後、全体に関して意見交換をしたいと存じます。

それでは、事務局より本検討会の中間報告（案）について、資料に基づき御説明をお願ひします。

○松田企画官 （「資料」により説明）

○安念主査 どうもありがとうございます。

それでは、議事（3）の「意見交換」に入らせていただきたいと思います。11時過ぎまで時間をいただいておりますので、全体を包括してあるいは個別の論点でもいずれも結構でございますので、どうぞ御自由に御討論いただきたいと存じます。

どうぞ。どなたからでも。

どうぞ。

○坂下構成員 御説明どうもありがとうございました。中間報告はよくまとまっていると思います。

59ページに当協会が事務局を務めている「IoT推進ラボ」を載せていただきました。

○安念主査 そうですね。59ページ。はい。

○坂下構成員 現在、IoTラボselectionなどの公募募集を始めましたので、推進したいテーマがあれば、積極的に提案いただきたい。

○安念主査 皆さん、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

増島先生、どうぞ。

○増島構成員 大変立派な報告書をおまとめいただきまして、本当にありがとうございます。
した。

このシェアリングエコノミーのテーマは、この報告書にも書いていただいたとおり、縦
割り業法みたいなルールの設定から、リアルなビジネスをインターネットに乗せかえる
に当たって、必ずシェアリングエコノミーのテーマ以外でも問題となるテーマでございま
す。

○安念主査 そうですね。

○増島構成員 特に、ここの新しいビジネスを起こそうとしたときの適法性の問題。この
適法性の問題が入り口で引っかかって新しいビジネスが試せないというのが、あらゆると
ころで今までも起こっていましたし、これからますます起こるということで、ここがイン
ペディメントになってしまうと、もうイノベーションの入り口が閉ざされてしまうという
大変重大な問題だったとっております。

今回、その32ページ以降に書いていただいたとおり、もしくはその全体に貫くものの考
え方として、事業者は自己責任によって他の生命・身体等、ほかの人の法益に危害を与え
ないような形をみずからつくってマネージをしていくという形で、動的なコンプライアン
スをやっていくというのが認められるのであるということ、政府がこういう形で提示を
してくださったということは極めて大きなことでございます。あとは投げいただいた球
を我々が具体的な案件の中で、この報告書を活用させていただきながら、実際のビジネス
をつくって、制度をよりよいものにしていくという、このPDCAを回していくということ
をやっていくのが、我々の責務なのだとおっしゃっているところであります。

いずれにしても、この形をつくっていただいたことは極めて日本のイノベーションを推
進する、分散・協調のシステムというほうに日本はこれから行くわけでございますけれど
も、これにおける画期的な、恐らく分水嶺的なものにすることができるのではないかと
思っております。この考え方をあとは普及させていって、みんながそう思うという状態を
つくっていくことが大事だと思っております。

そのためには、事例を積み重ねることと、政府においてもこれをいろいろなところで参
照していただいて、こういう物の考え方なのだからこうしようということが、あちこちの
審議会、いろいろなところで行われていると思っておりますけれども、これをベースに議論を
していただければ、燎原の火のごとくこの考え方が広がっていく。多分、みんな同じ問題意
識があったものを言語化できていなかったのだと思うのです。それが初めてなされたとい
うのは、まさに画期的なことでありまして、事務局を初めとする皆様の御努力のたまもの
だと思っております。本当にありがとうございますということをお伝えしたいです。

○安念主査 ありがとうございます。

松岡さん、どうぞ。

○松岡構成員 ちょっと修文のところは1つと、あと質問があります。

23ページと24ページに私の発言が全く同じ文章で載っているの、どちらかを削除していただけたらと思います。

それから、質問ですけれども、61ページに出ている「シェアリングエコノミー促進センター（仮称）」の文ですが、これは法律的に何か裏づけをされるつもりかということと、要望としてはぜひ消費者側の参加を入れていただきたいと思います。

○安念主査 今回の御指摘に対しては、事務局からはいかがですか。

○松田企画官 まず、2つあることについては、24ページに出てくる松岡先生の御意見は削除させていただきます。

それから、もう一点の消費者の参加の件も何らか反映させていただければと思います。

○安念主査 第2点の前半の、法律の根拠を持つような制度とするのかという御指摘でしたかね。

○松岡構成員 そうです。推進センターの。

○安念主査 例えば、「推進センター法」のようなものができるのかという、そういうことですか。

○松岡構成員 いや、そこまではいかないですが。

○犬童参事官 法律で設置するような組織は検討しておりません。

○安念主査 どうぞ。では、森先生。それから、持丸先生で。

○森構成員 ありがとうございます。

私も、これは大変すばらしい報告書だと、御説明をいただいて、事前に見せていただいて感じましたので、それを申し上げようと思います。

具体的には、海外の事情を書いているところを読んでいると、10ページ以降、やはり日本は遅れているなということもう痛感するわけですね。はっきり言って、全然違う。

○安念主査　そうです。全然違う。

○森構成員　しかし、その遅れを後半の今回入れていただいたいろいろなアイデアで、結構取り戻しているのではないかと思います。現状として遅れていることは、ここまでいろいろ書かれてしまうと全く否定できないですけれども、それをかなり取り返せていると思います。

特にどういうところかということですが、1つは56ページの「現行制度の検証」ということがきちんと課題として書かれているということです。56ページの「3. 現行制度の検証」ですが、第2段落で、現行法上認められていないサービスですが、「シェアリングエコノミーの実現のための法環境整備についての検討の場」を設置すべきであるということが課題として確認されている。これは非常によかったと思います。もちろん、既に安念先生がいらっしゃる規制改革会議でこれをお進めいただいていることを私も承知しておりますけれども、安念先生はシェアリングエコノミーでなくて働き方のほうですので。

○安念主査　左遷されてしまった。

○森構成員　なので、安念先生、そういうことであれば、やはりこれはそちらにだけお任せするというわけにはいかないということです。それはシェアリングエコノミーという観点から一つ結節点をつくっていただいて、そこで検討していただくのがよいということです。それが必要である。

もう一つは、推進対策のところではシェアリングエコノミー推進センター、こういうところで情報提供をしていただけると、こちらからの照会に応じていただけるというのは大変実務も進むと思います。これは本当にすばらしい報告書だと思いますし、いろいろ大変なところをこういうものをまとめていただいて、この検討会に出てきていろいろ申し上げたかいたったなと思いますので、お礼を申し上げておきます。

○安念先生　ありがとうございます。

持丸先生、どうぞ。

○持丸構成員　私からも、よく報告書をまとめていただきましてありがとうございますというのが一番でございます。最初、頼まれたときはこんな短い期間で何とかなるのかと思っていましたが、きれいにまとめていただきました。

申し上げたいことは2つです。同じ枠なのですが、基本方針の1番にある自主的ルールというところで、これから恐らく民間を中心にそれをつくっていくと思いますので、民間の皆さんにはそこをぜひ頑張ってくださいということと、必要に応じて私ど

もも協力をいたしますというのが1点です。

もう一つは、これに絡みまして、こんな機会がないとなかなか申し上げられませんので、一言申し上げたいことがあります。実は、別に今回、民間でできるものをデジュール標準化すべきと私は申し上げるつもりは特にありませんが、今の現行のJISの制度は、そもそもサービスに関する標準が扱えないことになっていると私は理解をしております、鉱工業の製品と建物に関するもの。恐らく、中でもろもろ検討が進んでいるのだと思いますけれども、もし将来、こういうものの一部がJISになっていくといったときに、ISOは普通に扱えますので、なぜか中間のJIS、中間と言ってはあれですが、日本の標準のJISのところでこれが扱えないということになると、若干不利がもたらされるかもしれないということで、早い段階でこういうものも御検討いただけるとありがたいなということを一いつ申し上げたいと思います。

以上です。

○安念主査 済みません。工業標準化法は物だけなのでしたか。

○佐野課長 JISは経済産業省でありますけれども、済みません、私も知見がなくて。また確認をしておきたいと思っておりますけれども、もともとの成り立ちは工業標準ということだったと思います。

○安念主査 もちろんそうですね。

○佐野課長 サービスも入れていくというのはおっしゃるとおりなので、検討していきたいと思っております。

○安念主査 そうですね。全くそのとおりなのですね。

○持丸構成員 補遺をしますと、明文化的にはやはり物なのです。だから、鉱工業にかかわる製品と何とかで、皆さんは「あれ、サービスらしきものが入っているではないか」ということなのですが、恐らく「製品にかかわるサービス」ということで読み込んでいるところがある。車を使った何とかであるとか、そういうようなところで拡大して読み込んでいることになっていて、ただ、だんだん純然たるものに移ってくると、読み切れないというようなことも出てきますし、ぜひ長期的に検討いただきたい。そういうことを申し上げます。

○安念主査 関さん、どうぞ。

○関構成員 報告書（案）をおまとめいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは具体的な修文について、要望を幾つか申し上げたいと思います。

まず、7ページから始まる「1. シェアリングエコノミーを巡る海外と我が国の状況」というページがあるのですが、これはたしか以前のバージョンでは、Uberのサービスに関する世界各国の都市の状況について一覧表があった時期があったように思うのです。Uberは一サービスですが、ライドシェアという意味では非常に参考になる指標、ファクトかなと思いますので、ぜひそれを復活させていただきたいと思います。もし、各国の法制度にいろいろ差異があるということであれば、それは注書きで補足説明をすればよいと思いますので、ぜひ復活させていただきたいですというのが1点です。

2点目が、10ページの上のほうなのですが、逆に中国の第2フレーズのところで、「タクシーに対する不満があるとの報道がある」とあるのですが、これはどういう形で調べられた報道なのかよくわからないのですが、ファクトとして取り上げるのにはかなり無理があるのではないかと思います。削除するか、あるいは脚注に落とすか、そういった扱いが必要かなと思います。

23ページの下の方について、(2)の「ウ 課題」の2つ目のところで、規制緩和を検討するのであれば、消費者の利便性向上いろいろと幅広くということなのですが、この検討の一つの配慮要素として、国際競争力の強化ということもぜひ読めるようにしていただきたいと思います。

例えば、6ページの(6)のところにもそういった話がありますので、あるいは先ほどの7ページ以降の国際的な市場の今後の動向等も受けて、ぜひ国際競争力の強化ということも配慮するという形で明記していただきたいと思います。同様の記述がその後ろのほうにも2～3カ所あったと思いますので、それも含めて修正いただければと思っております。

次に56ページの「3. 現行制度の検証」というところの第2フレーズで、「法令上認められていないサービスについては、シェアリングエコノミー実現のための法環境整備についての検討の場を政府内に設置して、政府全体で取組を進めていくべきという意見が複数の構成員から出された」とありますが、これはぜひ、何回も申し上げているのですが、「意見が出た」というところから一歩進んで、「設置すべきだ」という形で報告書に記載していただけないかと思っています。

あわせて、「法令上認められていないサービス」は、端的に言うとライドシェアでございますので、例示として「ライドシェア等、法令上認められていない」という形で書いていただくと非常によいと思います。

ちなみに、その次の文章、「経済社会の構造改革を進める上で」というところで言っている、ここでも会議体が幾つかありますが、ここでは一般的な検討をするのだという理解をしています。

私が以前から申し上げているのは、具体的に安全対策を検討するとか、どう推進するか、具体的な検討の場を設けてほしいという趣旨でございますので、私のほうから申し上げて

いる第2フレーズの意見は、第3フレーズで言っている会議体とは別のものだという理解をしておりますので、念のため申し上げておきます。

○安念主査 ありがとうございます。

事務局として、現段階で何かコメントみたいなものがもしおありであれば、伺っておきます。

○松田企画官 御指摘いただいた中で、まず10ページの中国の状況です。これについては、国立国会図書館の調査及び立法考査局の「ライドシェアを取り巻く状況」という資料を参考に記載させていただいているところがございますので、そういった根拠はあるということです。

○関構成員 調査の手法というのはどのようなものでしょうか。

○松田企画官 今、申し上げた国会図書館調査及び立法考査局の資料の中国に係る記述については報道をベースとしているようです。外国関係はなかなか情報がないものですから、基本的にはほかも報道ベースのものをかなり入れているところがございますので、ここはこのままでいいのかなとは思っているところがございます。

○関構成員 割とファクトに近いような形の報道内容もあって、一方でここは市民の感情に関するものなので、かなり性質が違うのではないかと思います。ですから、ファクトとして扱っていいのか、疑問に思っています。

○安念主査 この国会図書館の資料をお書きになったのも、やはりウォール・ストリート・ジャーナルか何かではなかったかと思うのですが、それも根拠にしておられるはずですので、いずれにせよソースを確認してみます。国会で出されているものならば、そんなにおかしなものではおよそないだろうと。あれは個人のお名前では発表なさいますけれども、中をぐるぐると回って資料の確認などもしておられるはずですので、多分分ライアブルだと思いますが、念には念を入れてということはあると思いますので、御指摘のところはわかりました。

どうぞ。

○神成副政府CIO 本文に「報道がある」と書いてあるからいいのではないですか。

○安念主査 なるほどね。

○神成副政府CIO 「これは事実である」と書くと問題ですけれども、本文に「報道がある」と断っている以上、出典も書いてありますから。「報道がある」ではなくて「事実がある」「不満がある」と断言したら、恐らく関さんがおっしゃるような問題になるかもしれません。「報道がある」と断っているのので、事実確認を頂く事を前提として、この方向で進めることでよろしいのではないのでしょうか。

○関構成員 背景については確認をお願いします。

○安念主査 わかりました。

あと、修文についてももちろんいろいろ御注文、御意見はいただきたいと思うのですが、さすがにこの場で一つ一つについてこうやりましょうという決め打ちができませんのと、関さんに申し上げるのは釈迦に説法なのだが、ここは霞ヶ関の世界なので、いろいろいわく言いがたいところも多分あるやに私も推測いたします。表現ぶりにつきましては御相談することは十分あり得ることですが、私に何とかここは御一任をいただけると大変ありがたいのでございますけれども、いかがでしょうか。

○犬童参事官 海外との比較については、必要な記述を行うことは当然ですが、全体の報告書のバランスと申しますか、構成からいってあまり分量を割き過ぎるのもどうか。国際比較に力点があるというよりは、どちらかというところ、ここで議論いただいたような新しい枠組みづくり、そこに力点を置くべきだと思っております。記載の分量も若干配慮しました。また、国際比較になるとビジネスとしてサービスの額が大きいサービスがどうしても前面に出てきて、そこを記載したという面はあります。

シェアリングエコノミー協会さんにも、民泊とかライドシェア以外のサービスがさまざま出てきていて、それらを日本としてもうちよっと盛り上げましょうというのがこの会の趣旨であります。

民泊、ライドシェアしかなかなか情報がとれなかったのも、こういう書きぶりになっているのですが、基本は民泊、ライドシェア以外のサービスでもう少し日本発のものを生み出していただきたいというメッセージも送りたいと思っておりますので、ここの国際の書きぶりは分量もあわせて民泊、ライドシェアに頼らざるを得ないのは、我々の情報収集の能力不足があるということで御理解いただきたいということと、最後の規制改革のところは、いろいろと調整に調整を重ねて、両極端にある意見をまとめたつもりですので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

関構成員の御意見については議事録に残っておりますので、できればこういう書きぶりを御了解いただきたいということでございます。

○関構成員 先ほどの私の発言の趣旨を十分お酌み取りいただけるという期待をもって、

主査にお任せします。

○安念主査 本当に済みません。

森先生、どうぞ。

○森構成員 本当に補足ですけれども、私も基本的には関さんの御意見に賛成です。中国のところは私はよくわからなかったの、その部分を除いてということで基本的には賛成です。その上で、御一任をしたいと思います。また、1人の意見だったということになると、それはそんなことはないわけで、皆さんもそれなりに賛成の思いで黙っておられるところあるのかなと。

調整はもちろん大変である。これは私も認識しておりますけれども、先ほど、国際競争力の話というのはそれこそ重要なことだし、いいことなのではないかと思いますが、それも一言申し上げておきます。

○安念主査 よく念じておきます。国際競争力というのはある意味で当たり前のことだけれども、特に強調しておく意義があるということであれば、そういう形でつけ加えさせていただくということで、その点に関してはよろしゅうございますか。

では、そういうことで。修文のほうは、どの位置にどう書くかというのは、また技術的なことがあると思いますので、その点はよく承りました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでございますか。上田さん、どうぞ。

○上田構成員 後半の「自主的ルール」ですとか、「認定マーク」についてこちらで議論をいただきまして、こちらについて本題とは関係せず、コメントまでなのですが、当然シェアリングエコノミー協会としては非常にすばらしい形で仕上げていただいたと考えておりますので、基本的にはこれにしっかりと準拠して、認定マークですとか自主的ルールをつくっていきなとと考えております。本当に、短期間の間にいろいろと議論をいただいて、非常にスピーディーに、きょう時点でできる最高のものをつくっていただいたのかなと感じています。

あと、先ほどからお話が出ているとおり、海外には大分負けているのもまた事実ではございますので、正直ちょっと産業界としても、投資金額とかを見ても、アメリカを10、中国を10としたら日本は1ぐらいの規模感でやっているのが事実でございますので、精いっぱい発展していくために頑張っていきたいなと思っておりますので、引き続きいろいろな点で御支援いただきたいなと思っております。

○安念主査 ありがとうございます。

増島先生、どうぞ。

○増島構成員 ありがとうございます。

今回、大きく取り上げられるのがどうしてもこの2分野ということでございますけれども、公平性のために一応一つ申し上げておきたいのは、ここは別に既存ビジネスとシェアリングエコノミーが二分して戦っているということではないのだと理解しております。

ライドシェアというのも定義がないので、何かふわっと語っているのだからかなものかという気がいたしますけれども、たとえばアジアでGrab Taxiがどういうことをやっているか、シンガポールでコンフォートがどういうことをやっているとか、結構、海外におけるいわゆるライドシェアもしくはその周辺で行われているものがどういう事業者のもとでどんな資格でどのように行われているのかというのは、本当は制度をごらんいただく必要があって、無資格者が勝手にばんばんやっているという話では必ずしもないというところがあります。

何が起きているかということ、結局、新しいビジネスモデルを提示されると、既存の事業者さんはちょっと抵抗するような姿を見せるわけですがけれども、彼らは彼らで利用者がそっちについて行けば、自分たちの自己改革が必要だと認識をするわけでございまして、その現行の規制の中で、例えばここをもっとこうしたほうがいいのではないかというのが既存の事業者さんから出てくるという、こういうダイナミックな動きの中でいろいろなことが行われるということでございます。そのシェアリングエコノミーの市場規模とか、ライドシェアの市場規模といったところで、それとその既存の事業者のやっているものとで何か截然とした区別があるということではないのだと理解をしているところでございます。

なので、規模の面で遅れているなど、いろいろな言い方があるわけでございますが、二項対立ではないということと、両者がそれぞれインタラクトして全体が動いていくという過程のためにこのシェアリングエコノミーというのは大事だという観点もあるはずだと、海外のビジネスなどを見ていると思いますので、公正のために一言申し上げておきます。

○安念主査 それはそのとおりですね。

生貝先生、どうぞ。

○生貝構成員 ありがとうございます。

私のほうからも、こういった新しく出てきているサービスの領域について、自主的なルールというものを、政府としてあるいは消費者としてどう関与しながらつくっていくのか、これは研究的にも大変新しい領域について、これだけ明確な見取り図をお示しくだけさいましたことにお礼を申し上げます。

最初のところで申し上げたとおり、「自主的なルール」と言ったときに2つの要素がある。1つはルールの内容であって、2つ目に実施にかかわるルールというところ。これは両方とも同じくらい重要である。

前半のルールの内容に関しては、特に大変流動的で多様性の高い中で、現在共通して考えられる要素というものをまさに適切におまとめいただいて、後半に関してはまさに今、これから実施していく上での見取り図というものを、シェアリングエコノミー協会様のほうから御提案がありました認証というシステム、あるいはこれからいろいろな形で関与していくのであろう、この促進センターの設置というところを含めてお示しいただいたものと考えております。

それで、特に今後さまざまな形で実施がされていくときに、こういう自主的なルールがいかにより自主的に守られていくのかということについては、我々研究者の中でもようやく整理というかフレームワークづくりというものが進んでいっている段階であり、こういう実践の中でさまざまなことが見えてくるということも大変多いと思います。

こういった自主的なルールが実施されていくことには、大変いろいろな理由があると思います。振興的な方法によって促されていくですとか、消費者の評判を集める、あるいは立法府からの目というのものもあるといったように、自主的にルールが実施される理由というのは決して単一ではなくて、複数の方法が存在して、さまざまな方法で望ましい方向に緩やかに向かっていくためにはどうすればいいのかということ、今後の実施体制の中ではぜひ1つに絞らず、複数考えていってほしいなというところがございます。

あと、特にこのセンターというところをこれからさまざまに設計されていくのだと思いますけれども、自主的なルールづくりという方法論は、メリットもあればデメリットもあります。さまざまな検証と幅広い議論が可能になるように、こういったものの実施状況をぜひトランスパレンシーの実現というか、どのように実施されていくのかということに適宜、幅広い人たちが確認して議論していけるような情報の発信というものを重視していただけると望ましいかなと思います。

以上でございます。

○安念主査 今の御発言のかなりの部分は、ひょっとするとできるであろう推進センターの役割でもありましょね。ありがとうございました。

もしお差し支えなければ、重松さんはまだ御発言をいただけていないので。

○重松構成員 本当に短期間でここまできっちりいろいろな問題や課題などを網羅して、方向性をお示しいただいた報告書をいただきありがとうございました。

私から、39ページのウのところ「責任分担の明確化による価値共創」という言葉があって、今後いろいろなトラブルとか予期せぬことが結構いろいろ出てくると思うのです。ただ、本当にこれは、こちらの報告書にもありましたが、産業革命みたいなものでして、新しい消費の流れだと思っていまして、この提供者・利用者・シェア事業者の3者で価値を共創するという、まさに価値共創のところで提供者・利用者・シェア事業者以外も当然、政府とか自治体とかあらゆるステークホルダーというか、みんなで一緒につくっていくと

いうところで、本当に事業者サイドだけのイノベーションではないかなと思っていますので、ぜひみんなでこのイノベーションを創出していくところを共通認識として持っていて、これからまた定期的に、フェーズによっていろいろな問題・課題が出てくると思うのですけれども、こういった形で議論して、前向きに新しい産業というのを育てていければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○安念主査 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

では、先ほど御指摘をいただきました、国際競争力をつけるという問題につきましては、適切な場所を見つけまして書き込みたいと思います。

そのほか、関さんを初め、修文について、文章の表現について、内容について御指摘をいただきましたが、できるだけその御趣旨を生かせるように努力をするということで、私に御一任をいただければと存じます。

では、余り予定より早く終わるのもちょっとどうかなとは思ったのだけれども、今までも随分メールなどでも御参加いただいたし、インフォーマルにもいろいろな情報を出していただいたので、きょうはこれぐらいでよいかと思います。

ほとんど全ての皆様から御指摘をいただきましたように、私もよく短期間でこれだけのものをつくったと思います。つくるのは役人というのは得意なのですが、これは何もないところからつくったというのがやはり驚くべきことで、ほとんど何もないところからつくりました。しかし、そうは言いながらも、シェアエコ協会さん初め、構成員各位から貴重な御意見、情報を、それぞれ本当に全ての方から頂戴したと認識しております。こういう会議というのはめったにないと思ひまして、本当に共同作業で、それこそ共創することができて、その意味でも大変有意義であったと思います。

まだ修文作業が残っておりますので、全部が終わったわけではないのですが、大変不届きな主査といたしまして、皆様に絶大な御尽力、御協力をいただきましたことに、本当に心から御礼を申し上げます。

それでは、何かもし事務局のほうから御連絡いただくことがあれば、よろしゅうございますか。

では、本日の会議はこれで終わりたいと思います。どうも皆さん、集中的に御議論いただきました本当にありがとうございました。